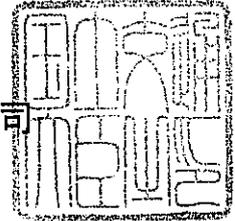




国道高管第49号
平成21年11月6日

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長 矢野 弘典 殿

国土交通大臣 前原 誠司



業務執行手続きの適正化について(嚴重注意)

本年8月28日に国土交通大臣から貴社に対して道路整備特別措置法に基づく事業許可がなされた4車線化事業について、貴社が、本来事業許可がなされた後に着手すべきにもかかわらず、事業許可を受ける前に、測量、設計等の業務に関する契約行為や業務指示を行っていた事実、及び10月9日に国土交通省が補正予算の執行見直しを決定、公表した後も業務の発注をしていた事実が判明した。

高速道路会社は、法律により特別に高速道路の新設等を行うことが認められた極めて公共性の高い会社であり、法令に定められた手続きを厳格に遵守することはもとより政府の方針に沿って事業を実施することが求められているにもかかわらず、貴社が法令上の手続きや政府の決定した方針に従わず業務を行ったことは誠に遺憾であり、嚴重に注意する。

今後、このような事態が起こらないよう、契約手続き等に関する社内の業務執行体制を見直すとともに、役職員の法令遵守意識の向上を図り、適正な業務執行に努められたい。